

○ 一般職の職員の給与に関する法律と検察官の俸給等に関する法律の対応

(傍線部分は改正部分)

検察官の俸給等に関する法律		一般職の職員の給与に関する法律	
改正案	現行	改正案	現行
		第八条 (略)	
		第八条 内閣総理大臣は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するよう、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聽いて、職務の級の定数（会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を除く。）を設定し、又は改定することができる。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする。	

2～4 (略)

人事院は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するよう、かつ予算の範囲内で、会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

3 職員の職務の級は、前二項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、人事院規則で定める基準に従い決定する。

4 新たに俸給表（指定職俸給表を除く。）の適用を受ける職員となつた者の号俸は、人事院規則で定める初任給の基準に従い決定する。

5 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合（指定職俸給表の適用を受ける職員が他

5 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合（指定職俸給表の適用を受ける職員が他

の俸給表の適用を受けることとなつた場合を含む。）又は一の官職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合における号俸は、人事院規則で定めるところにより決定する。

6 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事院規則で定める日に、同日前において人事院規則で定める日以前一年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事院規則で定める事由に該当したと

の俸給表の適用を受けることとなつた場合を含む。）又は一の官職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合における号俸は、人事院規則で定めるところにより決定する。

6 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事院規則で定める日に、同日前において人事院規則で定める日以前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事院規則で定める事由に該当したと

きは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

きは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

7 (略)

7 前項の規定により職員（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を四号俸（行政職俸給表）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員にあつては三号俸、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるものにあつ

ては一号俸）とすることを標準として人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

8 次の各号に掲げる職員の第六項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が当該各号に定める場合に該当し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

一・二 (略)

一五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級

8 次の各号に掲げる職員の第六項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が当該各号に定める場合に該当し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

が二級以上であるものを除く。
。) 特に良好である場合

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級又は四級であるもの次に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、それぞれ次に定める場合

イ 三級 特に良好である場合
 四級 極めて良好である場合

9
11
(略)

- | | | | |
|----|---|----|---|
| 9 | 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。 | 9 | 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。 |
| 10 | 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。 | 10 | 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。 |
| 11 | 第六項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。 | 11 | 第六項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。 |

【検察官には適用なし】

【検察官には適用なし】

		12 国家公務員法第六十条の二第 二項に規定する定年前再任用短 時間勤務職員（以下「定年前再 任用短時間勤務職員」という。） の俸給月額は、当該定年前再 任用短時間勤務職員に適用され る俸給表の定年前再任用短時間 勤務職員の欄に掲げる基準俸給 月額のうち、第三項の規定によ り当該定年前再任用短時間勤務 職員の属する職務の級に応じた 額に、勤務時間法第五条第二項 の規定により定められた当該定 年前再任用短時間勤務職員の勤 務時間を同条第一項に規定する 勤務時間で除して得た数を乗じ て得た額とする。	12 国家公務員法第八十一条の四 第一項又は第八十一条の五第一 項の規定により採用された職員 （以下「再任用職員」という。） のうち、指定職俸給表の適用 を受ける職員以外の職員の俸給 月額は、その者に適用される俸 給表の再任用職員の欄に掲げる 俸給月額のうち、その者の属す る職務の級に応じた額とする。
第十九条の四 （略）	（期末手当）		（期末手当）

条から第十九条の六までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日

（次条及び第十九条の六第一項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百三十（行政職俸給表）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百三十（行政職俸給表）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及

び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く）。

第十九条の七第二項第一号イ及

び第二号において「特定管理職員」という。）にあつては百分の百十、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の七十）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一～四（略）

その者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満百分の六十
- 四 三箇月未満百分の三十

び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く）。

第十九条の七第二項

3 定年前再任用短時間勤務職員

3 再任用職員

に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、

に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、

五」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の七十」とあるのは「百分の三十七・五」とする。

4
6 (略)

4 第二項の期末手当基礎額は、
それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき

俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。

5 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの、同表及び指定職

俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるもの並びに指定職俸給表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員については、その額に俸給月額に百分の二十五を超え

ない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（勤勉手当）

第十九条の七 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この項から第三項までにおいてこれら

の日を「基準日」という。）

にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これら

の基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事

（勤勉手当）

第十九条の七 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この項から第三項までにおいてこれら

の日を「基準日」という。）

にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これら

の基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事

院規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

院規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基

礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再

任用短時間勤務職員以外の職

員次に掲げる職員の区分に応

じ、それぞれ次に定める額
イ・ロ (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基

礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職

員以外の職

員次に掲げる職員の区分に応

じ、それぞれ次に定める額
イ・ロ (略)

二 前項の職員のうち定年前再任

用短時間勤務職員当該定年前再

任用短時間勤務職員の勤勉手当

二 前項の職員のうち再任用職員次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

基礎額に百分の四十五（特定管理職員にあつては、百分の五十）を乗じて得た額の総額

イ 口に掲げる職員以外の職員に百分の四十五（特定管理職員にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額の総額

当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五（特定管理職員にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受けた職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の五十二・五を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

3 前項の勤勉手当基礎額

は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。

4 第十九条の四第五項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあ

るのは、「第十九条の七第三項」と読み替えるものとする。

5 前二条の規定は、第一項の規

定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において

、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは「第十九条の七第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（

日から」とあるのは「基準日（

第十九条の七第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び

次条第三項第三号において同じ。）から」と、「支給日」とあ

るのは「支給日（第十九条の七第一項に規定する人事院規則で

定める日をいう。以下この条及び

次条第一項において同じ。）

」と読み替えるものとする。

額は、当分の間、その者の年齢 第五条 檢事及び副検事の俸給月	(新設)	
8 当分の間、職員の俸給月額は 、当該職員が六十歳（次の各号	附則	
(新設)	附則	るのは、「第十九条の七第三項」と読み替えるものとする。 5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは「第十九条の七第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（日から」とあるのは「基準日（第十九条の七第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第三項第三号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第十九条の七第一項に規定する人事院規則で定める日をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）」と読み替えるものとする。

が六十三年に達した日の翌日（）

次項において「特定日」という

。）以後、第三条第一項の規定によりその者の受ける号に応じた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）

2・3（略）

に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の四月一日（附則第十項において「特定日」と

いう。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第八条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第四項、第五項、第七項及び第八項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

一　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二号）第一条の規定による改正前の国家公務員法（次号及び次項第二号において「

		【不要】	
9	前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。	一 臨時の職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員 二 令和四年旧国家公務員法第八十一条の二第二項第一号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員	八十二条の二第二項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち、人事院規則で定める職員六十歳を超えて六十四歳を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢
			（新設）

及び同項第三号に掲げる職員
に相当する職員のうち人事院
規則で定める職員

三| 国家公務員法第八十一条の

五| 第一項又は第二項の規定に
より同法第八十一条の二第一
項に規定する異動期間（同法
第八十一条の五第一項又は第
二項の規定により延長された
期間を含む。）を延長された
同法第八十一条の二第一項に
規定する管理監督職を占める
職員

四| 国家公務員法第八十一条の

六| 第二項ただし書に規定する
職員

五| 国家公務員法第八十一条の
七| 第一項又は第二項の規定に
より勤務している職員（同法
第八十一条の六第一項に規定
する定年退職日において前項
の規定が適用されていた職員

第五条 (略)

2 檢察庁法第二十二条第四項又

は第七項本文の規定により検事

に任命された者 (第三条第一項

に規定する準則 (次項において

単に「準則」という。) で定め

る者を除く。) には、当分の間

、特定日以後、前項の規定によ

りその者の受ける俸給月額のほ

か、その者の年齢が六十三年に

達した日にその者が受けていた

俸給月額に百分の七十を乗じて

得た額 (当該額に、五十円未満

の端数を生じたときはこれを切

り捨て、五十円以上百円未満の

端数を生じたときはこれを百円

に切り上げるものとする。) と

特定日に同項の規定によりそ

者の受けれる俸給月額との差額に

相当する額を俸給として支給す

(新設)

10

国家公務員法第八十一条の二

第三項に規定する他の官職への

降任等をされた職員であつて、

当該他の官職への降任等をされ

た日 (以下この項及び附則第十

二項において「異動日」という

。) の前日から引き続き同一の

俸給表の適用を受ける職員のう

ち、特定日に附則第八項の規定

により当該職員の受ける俸給月

額 (以下この項において「特定

日俸給月額」という。) が異動

日の前日に当該職員が受けい

た俸給月額に百分の七十を乗じ

て得た額 (当該額に、五十円未

満の端数を生じたときはこれを

切り捨て、五十円以上百円未満

の端数を生じたときはこれを百

円に切り上げるものとする。以

下この項において「基礎俸給月

を除く。)

(新設)

3
る。
(略)

11	<p>前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受けける俸給月額との合計額が第八条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額」と特定日俸給月額」とあるのは、「第八条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受けける俸給月額」とす</p>
----	---

(新設)

【不要】	<p>3 前項の準則で定める者であつて、同項の規定による俸給を支給される者との権衡上必要があると認められる者には、当分の間、その者の受けける俸給月額のほか、準則で定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。</p>	<p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (新設)</p>
13	<p>12 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第八項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受けれる俸給月額のほか、人事院規則で定めることにより、前二項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。</p>	<p>12 (新設)</p>
(新設)		<p>る。</p>

<p>第六条 前条第一項の規定の適用を受ける検察官に対する検察庁</p> <p>法第二十五条及び国家公務員法</p>	<p>【不要】</p>	
<p>(新設)</p>		
<p>15 附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する国家公務員法</p> <p>第七十五条第二項及び第八十九</p>	<p>14 附則第十項又は前二項の規定による俸給を支給される職員に対する第十条の五第二項及び第十九条の四第五項（第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による俸給の額との合計額」とする。</p>	<p>認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、人事院規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。</p>
<p>(新設)</p>		

第八十九条第一項の規定の適用

については、検察庁法第二十五

条中「前三条」とあるのは「前

三条又は検察官の俸給等に関する

法律（昭和二十三年法律第七

十六号）附則第五条第一項」と

、同項中「伴う降給」とあるの

は「伴う降給及び検察官の俸給

等に関する法律（昭和二十三年

法律第七十六号）附則第五条第

一項の規定による降給」とする

。

2 前項の規定は、国家公務員法

附則第四条の規定により、検察

官の職務と責任の特殊性に基づ

いて、同法の特例を定めたもの

とする。

【不要】

16|

附則第八項から前項までに定
めるもののほか、附則第八項の
規定による俸給月額、附則第十
項の規定による俸給その他附則

(新設)

条第一項の規定の適用について
は、同法第七十五条第二項中「

この法律」とあるのは「この法

律若しくは一般職の職員の給与

に関する法律附則第八項」と、

同法第八十九条第一項中「伴う

降給」とあるのは「伴う降給及

び一般職の職員の給与に関する

法律附則第八項の規定による降

給」とする。

第八項から前項までの規定の施行に
関し必要な事項は、人事院規則で定める。